主 文 原決定を取り消す。 本件移送申立を却下する。 理 由

本件抗告の理由は別紙書面記載のとおりである。

本件は抗告人が被告農林大臣を相手方として処分庁である同大臣のなした訴願裁決の無効確認を求めるいわゆる行政処分の無効確認訴訟であることは本件記録により明かなところである。

よつて本件の場合にいわゆる抗告訴訟に関する専属管轄の規定である行政事件訴訟特例法第四条の類推適用ありやについて考察する。

〈要旨〉それならば本件の場合のように無効確認訴訟において処分庁を被告とした場合にその裁判管轄をどのように〈/要旨〉考えるべきかという点についても前同様の見地から行政事件訴訟特例法第四条を類推適用して被告である行政庁の所在地の裁判所の管轄に属するものとするのが相当であると解される。しかしこの場合においてもかく扱うのが前記のような抗告訴訟との類似性から妥当であるという趣旨においての類推適用であつて、本来当事者訴訟として適用あるべき民事訴訟法の適用をも排除すべきものではない。即ち、同法第四条は行政庁である被告の普通裁判籍を定める限度において類推適用すべきものである。従つて本件の場合裁判管轄は行政庁の所在地の裁判所にあるものとしてもこれをその裁判所の専属とすべきいれはない。右第四条は専属管轄とする限りにおいてはこれを類推適用すべきではないと解する。

以上のとおりであるなら本件無効確認訴訟の裁判管轄は相手方である農林大臣の所在地の裁判所である東京地方裁判所にあるとすることは正しいが、同裁判所に専属するものということはできない。従つて右無効確認訴訟が相被告山形県知事に対する行政処分取消訴訟と併合して提起されたものであることは記録上明かであり以上抗告人主張のごとく民事訴訟法第二十一条の適用により右取消訴訟につき管轄権ある原審山形地方裁判所にも関連管轄を生じるものというべきである。

以上のとおりであるとするなら本件無効確認訴訟は東京地方裁判所の専属管轄であるとして原審の管轄を認めずこれを東京地方裁判所に移送した原決定は不当であり、取消を免れない。従つて本件移送申立は却下すべきである。

よつて民事訴訟法第四百十四条、第三百八十六条を適用して、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 石井義彦 裁判官 上野正秋 裁判官 兼築義春)